

広島県告示第九百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和八年十月一日までの間、縦覧に供する。

令和八年九月十七日

広島県知事 横 田 美 香

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道宇賀矢野線	三次市甲奴町小童字広之谷一四九七番三地从 三次市甲奴町小童字広之谷一四九二番地先まで	令和八年九月一七日